





避難所、ショートステイ共に調整が出来なかった時

在宅時：

ショートステイ調整  → 移動はショート事業所

ショートステイの調整が出来なかった時 → 避難所へ避難

役場より避難所開設の情報提供 →

→

※ 自宅→避難所の移動については自費利用となります。

避難所、ショートステイ共に調整が出来なかった時

→ 自宅避難

【避難所避難となった場合】

役場より避難所の確認 →

→

避難場所の準備・調整 :

→

役場担当課

→

→

【避難場所の希望】

第1希望

《福祉避難所が開設されなかった場合》

第2希望

総合福祉センター

第3希望

自宅

※ 避難所では

が介護を行う。

※

→

【避難所での必要物品】

飲食料品 (     )

寝具 ,  洗面用具 ,  紙おむつ  ゴミ袋

着替え ,  ,

※   の身の回りの物

個別避難計画は、高齢者や障害者等などの避難行動要支援者の名簿である避難行動要支援者名簿に掲載される方お一人ごとに、避難支援を行う人や避難先等を記載等した計画です。この計画は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るために作成するものです。作成に当たっては、作成に必要な範囲で、避難支援等関係者に、名簿情報を提供します。

個別避難計画の完成後は、①平常時は避難支援等関係者に、②災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に、個別避難計画情報を提供します。

以上のことを承知し、個別避難計画の策定に同意することにより、避難行動要支援者は、避難支援等実施者（地域等）から災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まります。しかし、避難支援等実施者自身や家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援等実施者などの関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容を理解し、災害時や災害が発生するおそれのあるとき、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体の保護を受けるために、記載内容のとおり、個別避難計画を策定し、その情報（氏名、生年月日、性別、住所、障害種別等の内容、連絡先等）について、時津町地域防災計画に定める避難支援等関係者に提供することに、

- 同意します
- 趣旨を十分理解した上で、同意しません
- 同意するかしないかを判断するために、町からの詳細な説明を求めます

年 月 日      氏名 \_\_\_\_\_